

さいたまけん★こどものこえ実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、さいたまけん★こどものこえ設置要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、さいたまけん★こどものこえ（以下「こどものこえ」という。）制度の実施事項について、必要な事項を定めるものです。

（こどものこえのメンバーの活動内容の名称及び実施方法）

第2条 要綱第2条第1項に定める調査をこどものこえアンケートと呼び、こども政策課長が毎年度実施する回数を定めます。こどものこえアンケートは次の各号に掲げるものとします。

- （1） こどものこえのメンバー全員を対象とするアンケート
- （2） こどものこえのメンバーの中から男女別、年齢別、地域別など対象を抽出して行う特性別アンケート

（登録）

第3条 こどものこえに登録を希望する者は、埼玉県（以下、「県」という。）のホームページから所定の応募フォームに必要事項を入力し、申請するものとします。

2 県が要綱第3条に定める資格を確認した上でこどものこえに登録を行います。

3 登録が完了したこどものこえのメンバーに対しては、県からメンバーが指定した電子メールアドレスに識別番号等を送信します。

4 応募者多数の場合は、抽選の上、登録者を決定し、電子メールで応募者全員に結果を通知します。

（賠償責任）

第4条 要綱第6条の行為に起因して県若しくは第三者に損害が生じた場合、こどものこえのメンバーは登録抹消後であっても、当該損害を賠償する責を負うことがあります。

なお、この場合、県は損害を被った第三者に対し一切責任を負いません。

（登録の抹消）

第5条 県が要綱第7条に基づき登録を抹消する場合、メンバーがこどものこえで保有する全ての権利を抹消します。

（謝礼）

第6条 要綱第8条に定める謝礼として、こどものこえアンケートに回答した場合は、予算の範囲内で記念品を贈るものとします。

2 前項に定める謝礼の種類、提供方法及び提供期間は、こども政策課長が毎年度定めるものとします。

(回答内容等の著作権)

第7条 こどものこえのメンバーは、こどものこえアンケートに対して行った回答内容の著作権を全て県に譲渡するものとします。なお、メンバーは、当該著作権にかかる著作者人格権を県及び第三者に行使しないものとします。

2 県は、こどものこえアンケートに対してメンバーが行った回答内容を利用し、個人情報を除きメンバーの承諾なしに公表することができるものとします。

(免責)

第8条 県の責に拠らない事由により、メンバーの登録やこどものこえアンケートの回答ができなかった場合は、県は責任を負わないものとします。

(個人情報の利用目的)

第9条 こどものこえのメンバーの個人情報を次の各号に定める目的のために利用します。

- (1) こどものこえアンケートを実施すること
- (2) 県政運営の施策に反映及び企画向上のための集計・分析等に用いること
- (3) 県に関する情報を提供するために、電子メールの送信等により案内すること
- (4) 要綱第8条に定める謝礼を郵送等で送付すること

(内容の変更並びに停止及び廃止)

第10条 県は、予告なしに本制度の内容の一部若しくは全部を変更し、又は本制度の一部若しくは全部を停止及び廃止する場合があります。

なお、県が変更並びに停止及び廃止を行った場合、当該内容を県のホームページ等に掲示することにより、こどものこえのメンバーに対し当該内容の通知を行ったものとします。

附則

- 1 この要領は、令和6年8月1日から施行する。